

高知県後期高齢者医療広域連合長告示5号

平成27年11月30日から高知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月11日県指令18市振第1295号）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、高知県後期高齢者医療広域連合公文書等の中にある高知県後期高齢者医療広域連合公印規定（平成19年2月1日訓令第5号）別表に規定する「高知県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影は、同表に規定する「高知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者之印」の印影とみなす。

平成27年11月17日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也